

改正後

<p>石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第三十三条第二項に規定する給油設備の規模が経済産業大臣が定める規模以上であることその他の経済産業大臣が定める要件は、次の各号に掲げる要件とする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、警察署又は消防署の近傍に存在することを原則とし、次の表の上欄に掲げる区域に所在する営業所にあつては、給油設備の規模が同表の中欄に掲げる規模及び同表の下欄に掲げる要件に該当すること。</p>		
区域	給油設備の規模	要件
〔略〕	〔略〕	〔略〕
北海道のうち富良野市	同時に給油することができる自 動車の数が六以上	<p>一 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十五キロリットル以上</p> <p>二 同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が四十キロリットル以上</p> <p>三 軽油のタンクの容量が十五キロリットル以上</p>

改正前

<p>石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第三十三条第二項に規定する給油設備の規模が経済産業大臣が定める規模以上であることその他の経済産業大臣が定める要件は、次の各号に掲げる要件とする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、警察署又は消防署の近傍に存在することを原則とし、次の表の上欄に掲げる区域に所在する営業所にあつては、給油設備の規模が同表の中欄に掲げる規模及び同表の下欄に掲げる要件に該当すること。</p>		
区域	給油設備の規模	要件
〔略〕	〔略〕	〔略〕
北海道のうち富良野市	同時に給油することができる自 動車の数が四以上	<p>一 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が四キロリットル以上</p> <p>二 同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十四キロリットル以上</p> <p>三 軽油のタンクの容量が十キロリットル以上</p>

青森県の うち 青森市	[略]		[削る]	[略]	
[略]	[略]		[削る]	[略]	
一 [略] 二 同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三・四 [略] 五 容量九キロボルトアンペア以上	[略]		[削る]	[略]	四・五 [略]

青森県の うち 青森市	[略]		北海道の うち 石狩市	[略]	
[略]	[略]		上  同時に給油することができると自 動車の数が四以	[略]	
一 [略] 二 同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十九キロリットル以上 三・四 [略] 五 容量八キロボルトアンペア以上	[略]	五  容量五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること 四  灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 三  軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上 二  同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 一  揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十條に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上	[略]	[略]	四・五 [略]



[略]	宮城県のうち 本吉郡のうち南三陸町	[略]	宮城県のうち 遠田郡のうち美里町	[略]	宮城県のうち 大崎市	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	同時に給油することができる自 動車の数が三以上	[略]	[略]
[略]	一・二 [略] 三 軽油のタンクの容量が二十キロ リットル以上 四 灯油のタンクの容量が二十キロ リットル以上 五 [略]	[略]	一〇三 [略] 四 灯油のタンクの容量が二十キロ リットル以上 五 [略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[略]	宮城県のうち 本吉郡のうち南三陸町	[略]	宮城県のうち 遠田郡のうち美里町	[略]	宮城県のうち 大崎市	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	同時に給油することができる自 動車の数が二以上	[略]	[略]
[略]	一・二 [略] 三 軽油のタンクの容量が四十キロ リットル以上 四 灯油のタンクの容量が四十キロ リットル以上 五 [略]	[略]	一〇三 [略] 四 灯油のタンクの容量が百十キロ リットル以上 五 [略]	[略]	[略]	[略]	[略]

山形県の うち 南陽市	[略]	[略]	福島県の うち 福島市	[略]	[略]	福島県の うち 南相馬市
一〇三 [略] 四 灯油のタンクの容量が十九キロ リットル以上 五 [略]	[略]	[略]	一 [略] 二 同条に規定する標準揮発油二号 のタンクの容量が四十キロリット ル以上 三〇五 [略]	[略]	[略]	一・二 [略] 三 軽油のタンクの容量が二十五キ ロ リットル以上 四 灯油のタンクの容量が三十キロ リットル以上 五 [略]

山形県の うち 南陽市	[略]	[略]	福島県の うち 福島市	[略]	[略]	福島県の うち 南相馬市
一〇三 [略] 四 灯油のタンクの容量が十キロリ ットル以上 五 [略]	[略]	[略]	一 [略] 二 同条に規定する標準揮発油二号 のタンクの容量が三十キロリット ル以上 三〇五 [略]	[略]	[略]	一・二 [略] 三 軽油のタンクの容量が二十キロ リットル以上 四 [新設] 五 [略]

福島県のうち 耶麻郡	南会津郡のうち 南会津町	福島県のうち 伊達郡のうち川 俣町	〔略〕
〔略〕	同時に給油することが できる自動車 の数が三以上	〔略〕	〔略〕
〔略〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十條に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上</li> <li>二 同條に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上</li> <li>三 軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上</li> <li>四 灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上</li> <li>五 容量十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること</li> </ul>	〔略〕	〔略〕

福島県のうち 耶麻郡	〔新設〕	福島県のうち 伊達郡のうち川 俣町	〔略〕
〔略〕	〔新設〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔新設〕	〔略〕	〔略〕



高岡市	富山県のうち	〔略〕	新潟県のうち 新潟市のうち 中央区	〔略〕	東京都のうち 大田区	〔略〕	千葉県のうち 松戸市	〔略〕
動車の数が六以上	同時に給油することができる自	〔略〕		〔略〕		〔略〕	同時に給油することができる自 動車の数が四以上	〔略〕
〔略〕	〔略〕	一 〔略〕 二 同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三 五 〔略〕	〔略〕	一 二 三 〔略〕 四 容量五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

高岡市	富山県のうち	〔略〕	新潟県のうち 新潟市のうち 中央区	〔略〕	東京都のうち 大田区	〔略〕	千葉県のうち 松戸市	〔略〕
動車の数が三以上	同時に給油することができる自	〔略〕		〔略〕		〔略〕	同時に給油することができる自 動車の数が六以上	〔略〕
〔略〕	〔略〕	一 〔略〕 二 同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三 五 〔略〕	〔略〕	一 二 三 〔略〕 四 容量三キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

岐阜県の うち 羽島市	岐阜県の うち 瑞浪市	〔略〕	山梨県の うち 南都留 郡のうち 山中湖村	〔略〕	上
同時に給油する ことができる自 動車の数が五以 上	同時に給油する ことができる自 動車の数が四以 上	〔略〕	同時に給油する ことができる自 動車の数が十三 以上	〔略〕	上
〔略〕	〔略〕	〔略〕	一 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二 同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十六キロリットル以上 三 軽油のタンクの容量が二十一キロリットル以上 四・五 〔略〕	〔略〕	上

岐阜県の うち 羽島市	岐阜県の うち 瑞浪市	〔略〕	山梨県の うち 南都留 郡のうち 山中湖村	〔略〕	上
同時に給油する ことができる自 動車の数が八以 上	同時に給油する ことができる自 動車の数が九以 上	〔略〕	同時に給油する ことができる自 動車の数が七以 上	〔略〕	上
〔略〕	〔略〕	〔略〕	一 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十六キロリットル以上 二 同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十四キロリットル以上 三 軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四・五 〔略〕	〔略〕	上

愛知県のうち 小牧市	[略]		[削る]	[略]
同時に給油することができる自 動車の数が八以 上	[略]		[削る]	[略]
一 [略] 二 同条に規定する標準揮発油二号 のタンクの容量が三十キロリット ル以上 三 五 [略]	[略]		[削る]	[略]

愛知県のうち 小牧市	[略]		岐阜県のうち 加茂郡 ののうち白 川町	[略]
同時に給油することができる自 動車の数が五以 上	[略]		同時に給油することができる自 動車の数が八以 上	[略]
一 [略] 二 同条に規定する標準揮発油二号 のタンクの容量が二十キロリット ル以上 三 五 [略]	[略]	五 容量四十五キロボルトアンペア 以上の自家発電機を有しているこ と 四 灯油のタンクの容量が二十キロ リットル以上 三 軽油のタンクの容量が五十キロ リットル以上 二 同条に規定する標準揮発油二号 のタンクの容量が三十六キロリッ トル以上 一 揮発油等の品質の確保等に関す る法律施行規則第二十条に規定す る標準揮発油一号のタンクの容量 が四キロリットル以上	[略]	[略]

[略]	愛知県の うち 稲沢市	[略]	[略]	愛知県の うち 愛知郡 のうち東 郷町	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	一・二 [略] 三 軽油のタンクの容量が三十キロ リットル以上 四・五 [略]	[略]	[略]	一 [略] 二 同条に規定する標準揮発油二号 のタンクの容量が四十キロリット ル以上 三 軽油のタンクの容量が十五キロ リットル以上 四 灯油のタンクの容量が十五キロ リットル以上 五 [略]	[略]	[略]	一 [略] 二 同条に規定する標準揮発油二号 のタンクの容量が二十キロリット ル以上 三 五 [略]

[略]	愛知県の うち 稲沢市	[略]	[略]	愛知県の うち 愛知郡 のうち東 郷町	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	一・二 [略] 三 軽油のタンクの容量が十キロリ ットル以上 四・五 [略]	[略]	[略]	一 [略] 二 同条に規定する標準揮発油二号 のタンクの容量が三十キロリット ル以上 三 軽油のタンクの容量が二十キロ リットル以上 四 灯油のタンクの容量が二十キロ リットル以上 五 [略]	[略]	[略]	一 [略] 二 同条に規定する標準揮発油二号 のタンクの容量が四十キロリット ル以上 三 五 [略]

鳥取県の うち 鳥取市	同時に給油する ことができる自 動車の数が八以 上	〔略〕	〔略〕	鳥取県の うち 境港市	同時に給油する ことができる自 動車の数が十以 上	〔略〕	〔略〕	鳥取県の うち 八頭郡 のうち若 桜町	鳥取県の うち 〔略〕	〔略〕	鳥取県の うち 八頭郡 のうち若 桜町	揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が三キロリットル以上	二 同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十七キロリットル以上	三 五 〔略〕	一 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が三キロリットル以上	二 同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十七キロリットル以上	三 五 〔略〕	一 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する
-------------------	------------------------------------	-----	-----	-------------------	------------------------------------	-----	-----	---------------------------------	-------------------	-----	---------------------------------	--	------------------------------------	---------	--	------------------------------------	---------	----------------------------------

鳥取県の うち 鳥取市	同時に給油する ことができる自 動車の数が十二 以上	〔略〕	〔略〕	鳥取県の うち 境港市	同時に給油する ことができる自 動車の数が九以 上	〔略〕	〔略〕	鳥取県の うち 八頭郡 のうち若 桜町	鳥取県の うち 〔略〕	〔略〕	鳥取県の うち 八頭郡 のうち若 桜町	揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が七キロリットル以上	二 同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十三キロリットル以上	三 五 〔略〕	一 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が七キロリットル以上	二 同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十三キロリットル以上	三 五 〔略〕	一 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する
-------------------	-------------------------------------	-----	-----	-------------------	------------------------------------	-----	-----	---------------------------------	-------------------	-----	---------------------------------	--	------------------------------------	---------	--	------------------------------------	---------	----------------------------------



山口市	山口県のうち美祢市	同時に給油することができる自	山口県のうち美祢市	同時に給油することができる自	同時に給油することができる自	同時に給油することができる自
		動車の数が四以上		動車の数が四以上	動車の数が四以上	動車の数が四以上
五 「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」
五 「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」

山口市	山口県のうち美祢市	同時に給油することができる自	山口県のうち美祢市	同時に給油することができる自	同時に給油することができる自	同時に給油することができる自
		動車の数が五以上		動車の数が五以上	動車の数が五以上	動車の数が五以上
五 「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」
五 「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」

- 一 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十條に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上
- 二 同條に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十三キロリットル以上
- 三 軽油のタンクの容量が十七キロリットル以上
- 四 灯油のタンクの容量が十キロリットル以上
- 五 容量四・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

鹿児島県	〔略〕		宮崎県のうちえびの市	〔略〕	福岡県のうち糟屋郡のうち久山町	〔略〕
同時に給油する	〔略〕			〔略〕	同時に給油することができる自動車の数が八以上	〔略〕
〔略〕	〔略〕	五 〔略〕	一 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が六キリットル以上 二 同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十四キリットル以上 三 〔略〕 四 灯油のタンクの容量が八キリットル以上 五 〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

鹿児島県	〔略〕		宮崎県のうちえびの市	〔略〕	福岡県のうち糟屋郡のうち久山町	〔略〕
同時に給油する	〔略〕			〔略〕	同時に給油することができる自動車の数が十以上	〔略〕
〔略〕	〔略〕	五 〔略〕	一 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キリットル以上 二 同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十キリットル以上 三 〔略〕 四 灯油のタンクの容量が十キリットル以上 五 〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

のうち 垂水市	ことができる自 動車の数が四以 上		[略]	[略]	[略]	鹿児島県 のうち 霧島市	[略]	一 [略] 二 同条に規定する標準揮発油二号 のタンクの容量が四十八キロリッ トル以上 三〇五 [略]	[略]	[略]	[略]	鹿児島県 のうち 大島郡 のうち和 泊町	同時に給油する ことができる自 動車の数が四以 上	一 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十條に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が〇・六キロリットル以上 二 同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三〇五 [略]	[略]	[略]	[略]
------------	-------------------------	--	-----	-----	-----	--------------------	-----	---	-----	-----	-----	----------------------------------	------------------------------------	---	-----	-----	-----

のうち 垂水市	ことができる自 動車の数が三以 上		[略]	[略]	[略]	鹿児島県 のうち 霧島市	[略]	一 [略] 二 同条に規定する標準揮発油二号 のタンクの容量が五十六キロリッ トル以上 三〇五 [略]	[略]	[略]	[新規] [略]	鹿児島県 のうち 大島郡 のうち和 泊町	同時に給油する ことができる自 動車の数が三以 上	一 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十條に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 二〇四 [略]	[略]	[略]	[略]
------------	-------------------------	--	-----	-----	-----	--------------------	-----	---	-----	-----	-------------	----------------------------------	------------------------------------	--	-----	-----	-----

沖縄県のうち那覇市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一 〔略〕 二 同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三・四 〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	沖縄県のうち沖縄市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一 〔略〕 二 同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三・四 〔略〕	沖縄県のうち豊見城市	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一 〔略〕 二 同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三・四 〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
-----------	------------------------	--	-----	-----	-----	-----------	------------------------	--	------------	------------------------	--	-----	-----	-----

沖縄県のうち那覇市	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一 〔略〕 二 同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十・六キロリットル以上 三・四 〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	沖縄県のうち沖縄市	同時に給油することができる自動車の数が五以上	一 〔略〕 二 同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十・六キロリットル以上 三・四 〔略〕	沖縄県のうち豊見城市	同時に給油することができる自動車の数九以上	一 〔略〕 二 同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十・六キロリットル以上 三・四 〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
-----------	------------------------	--	-----	-----	-----	-----------	------------------------	--	------------	-----------------------	--	-----	-----	-----

備考 表中の「」の記載は注記である。